



- 1 策定の経緯
- 2 諮問・答申
- 3 条例等
 - (1) 小美玉市自治基本条例
 - (2) 小美玉市総合計画審議会条例
 - (3) 小美玉市総合計画策定委員会設置要綱
- 4 小美玉市総合計画審議会委員名簿
- 5 基本構想の概要
- 6 個別施策別 SDGs 整理表

1 策定の経緯

■令和3年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
令和3年 8月18日～ 9月18日	□市民アンケート調査	・市内在住18歳以上の男女3,000人 ・回収率20.8%
11月2日	○第1回策定委員会	・策定方針について ・調査報告（基礎的調査、市民アンケート調査、職員意識調査など） ・各課達成状況調査実施概要について
11月2日～ 11月16日	・各課達成度調査	・前期基本計画各施策の達成状況の把握
11月20日	□第1回総合計画ワークショップ	・小グループによるワークショップ テーマ -総合計画の中で大事なものは何だろう？- -SDGsで総合計画を考えてみよう！-
12月23日	●第1回審議会	・策定方針について ・調査報告（基礎的調査、市民アンケート調査、職員意識調査など） ・各課達成状況調査実施概要について
令和4年 1月12日～13日	□市民・団体グループヒアリング	・5分野のカテゴリーでヒアリング A市民協働・シティプロモーション B教育・文化 C保険・福祉・医療 D産業振興 E環境・防災・安全
1月27日	・第1回市長ヒアリング	・市民アンケート調査結果 ・後期基本計画で優先すべき事業 ・長期的に取り組むべき政策など
2月21日	○第2回策定委員会	・調査報告（市民アンケート調査、職員意識調査、各課達成状況） ・市民・団体ヒアリング実施報告
3月17日	●第2回審議会	・調査報告（市民アンケート調査、職員意識調査、各課達成状況） ・市民・団体ヒアリング実施報告
3月25日	◆全員協議会報告	・令和3年度進捗状況報告

- 市民参画
- ◆ 小美玉市議会
- 小美玉市総合計画審議会
- 小美玉市総合計画策定委員会

■令和4年度

開催年月日・期間	会議等種別	内容・事項
令和4年 4月9日	□第2回総合計画ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・小グループによるワークショップ ・架空のまちの行政運営シミュレーションゲームを行い、まちの事業や予算を知るテーマ -ゲームを通して、まちの運営を体験してみましょう!-
4月15日	・各課原案調査説明会	・各課原案作成に関わる説明会の開催
5月24日	・第2回市長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協働の進め方 ・5年以内に取り組みたいこと ・長期的に取り組むべきことなど
6月23, 24, 29日, 7月1, 5日	・各課原案ヒアリング	・担当課による基本計画原案に対する聞き取り調査
7月20日	○部会・ワーキングチーム合同会議	<ul style="list-style-type: none"> ・小グループによるワークショップ ・重点プロジェクトについて検討
7月20日	・第3回市長ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> ・3つの柱の名称 ・今後追加をすべき視点・取組 ・実現に向けて取り組むべきことなど
8月4日	○第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト案について ・後期基本計画 素案について
8月25日	●第3回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト案について ・後期基本計画 素案について
9月22日	◆全員協議会報告	<ul style="list-style-type: none"> ・重点プロジェクト案について ・後期基本計画 素案について
10月19日	○第4回策定委員会	・後期基本計画 原案について
10月23日～ 25日	□地域別市民懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・23日 小川地区（小川文化センターアピオス） ・24日 美野里地区（美野里公民館） ・25日 玉里地区（生涯学習センターコスモス）
11月10日	●第4回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民懇談会開催結果について ・後期基本計画 原案について
12月16日～ 令和5年1月16日	□市民意見公募（パブリックコメント）	・小美玉市第2次総合計画後期基本計画 原案
令和5年 2月9日	○第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブコメ結果について ・小美玉市第2次総合計画後期基本計画（案）について
2月21日	●第5回審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブコメ結果について ・小美玉市第2次総合計画後期基本計画（案）について ・答申
3月23日	◆全員協議会報告	・小美玉市第2次総合計画後期基本計画について

2 質問・答申

(1) 質問書

小美玉企調第 321 号
令和 3 年 12 月 23 日

小美玉市総合計画審議会会長 様

小美玉市長 島田穰一

小美玉市第 2 次総合計画後期基本計画の策定について（質問）

小美玉市第 2 次総合計画後期基本計画の策定に関し、小美玉市総合計画審議会条例（小美玉市条例第 25 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり貴審議会に質問します。

質問理由

市は、平成 30 年度から 10 年間を計画期間とする小美玉市第 2 次総合計画基本構想に掲げる将来像『「ひとつの地域」が輝きはばたくダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～』の実現に向けて、平成 30 年度から 5 年間の計画期間とする「前期基本計画」に基づき、「みんなの力で磨くまちづくり」、「人を育てる学びの場づくり」、「誰もがいきいきと暮らせる社会づくり」、「仕事と暮らしを創造する環境づくり」、「安全・安心な生活を支える体制づくり」の 5 つの基本目標を柱とした重点施策に優先的に取り組んでまいりました。

この前期基本計画が令和 4 年度に終了することから、これまでの成果や課題を検証し、市民ニーズや社会経済情勢の変化を踏まえながら、引き続き将来像の実現に向けたまちづくりを進めていく必要があります。

のことから、令和 5 年度からの 5 年間に取り組むべき方向性を示す後期基本計画の策定に関して質問します。

(2) 答申書

令和5年2月21日

小美玉市長 島田 幸三 様

小美玉市総合計画審議会会長 馬渡 剛

小美玉市第2次総合計画後期基本計画の策定について（答申）

小美玉市総合計画審議会条例（小美玉市条例第25号）第2条の規定により、令和3年12月23日に諮詢のあった「小美玉市第2次総合計画後期基本計画の策定」について、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、本計画書をもって答申する。

なお、計画の推進にあたっては、以下の事項に留意し、取り組まれたい。

記

1 持続可能な社会の実現を目指し、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた施策運営を心掛けること。

2 「小美玉新時代を実現する重点プロジェクト」が着実に推進されるよう、市民協働のもと全市的な連携・協力を図ること。

3 本計画を契機に市民が市政への関心を高め、市政に関わることができるよう、計画の周知・啓発に特段の配慮をすること。

4 着実な施策展開を心掛けるとともに、施策の進行管理を強化し、施策・事業の効果検証に基づく継続的な改善を図りながら施策・事業の推進に努めること。そのため、ロジックモデルの導入など、行政評価と連携した進行管理をすること。

5 予測困難な社会情勢の変化に対応し、本計画の見直しが必要と判断された場合は、迅速かつ柔軟に新たな対応策を検討すること。

以上

3 条例等

(1) 小美玉市自治基本条例

平成 19 年 12 月 20 日

条例第 26 号

改正 平成 29 年 12 月 25 日条例第 20 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)

第 2 章 市民(第 5 条—第 7 条)

第 3 章 市議会(第 8 条—第 10 条)

第 4 章 行政(第 11 条・第 12 条)

第 5 章 市政運営

　第 1 節 運営の原則(第 13 条—第 17 条)

　第 2 節 運営の管理(第 18 条—第 22 条)

第 6 章 その他(第 23 条—第 25 条)

附則

前文

私たちのまち小美玉市は、平成 18 年 3 月 27 日に小川町、美野里町及び玉里村が合併して、新たな第一歩を踏み出しました。市は茨城県のほぼ中央に位置し、南部は日本で第二位の広さを誇る霞ヶ浦に面する、水と緑ときれいな空気に恵まれた平坦な地域です。

私たちは豊かな自然を守り、歴史、伝統を継承し、市民がいきいきと輝き心豊かに暮らせるまち、快適で住みやすいまちづくりを目指します。

そのためには、私たち自身がまちづくりの主体であることを改めて認識し、信託した市政が、私たちの意思を反映して行われるよう、その運営に主体的に参画していくことが必要です。

私たちは、個人の尊厳と基本的人権が尊重され、自らの意思、行動と責任に基づいてまちづくりを行っていくことを自治の基本理念とし、情報共有、参画及び協働を基本原則として、市のあり方、市民のあり方、市政運営等の基本を定め、市民自治によるまちづくりを推進するため、ここに小美玉市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、小美玉市の自治の基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務並びに市及び市議会の責務等、市政運営の原則を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(条例の位置づけ)

第 2 条 この条例は、本市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃及び運用にあたっては、この条例に最大限適合しなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、又は働く者、学ぶ者並びに市内において活動を行う企業やNPO法人、ボランティア団体をいう。
- (2) 市議会 小美玉市議会及び小美玉市議会議員をいう。
- (3) 市 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する市の執行機関を含めた地方公共団体としての小美玉市をいう。
- (4) まちづくり 快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。
- (5) 協働 地域の課題の解決を図るため、それぞれの役割と責任のもとで、まちづくりのために共に考え、協力し、行動することをいう。

(基本原則)

第4条 市及び市民は、次に掲げる原則に基づき市政運営を行うこととする。

- (1) 情報共有の原則 市政に関する情報を共有すること。
- (2) 参画の原則 市民参画のもとで市政が行われること。
- (3) 協働の原則 協働してまちづくりを行うこと。

第2章 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、安全で安心な生活を送る権利を有する。

- 2 市民は、市議会及び市の保有する情報を知る権利を有する。
- 3 市民は、市政運営に参画する権利を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、自治の基本理念に基づき、まちづくりに取り組む責務を有する。

- 2 市民は、政策形成等に参画する際、自らの発言行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、次代を担う子どもたちの健全育成を図るため子どもたちが夢と希望をもって成長できるまちづくりを推進しなければならない。
- 4 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。

(コミュニティ)

第7条 市は、協働のまちづくりを推進するため、コミュニティ活動の促進に必要な措置を講じなければならない。

- 2 市民は、地域住民の一員であるという認識のもと、幸福の実現のためコミュニティ活動に対して理解を深め、その活動に参加、協力しなければならない。

第3章 市議会

(市議会の権限)

第8条 市議会は、市の議決機関であり、市政運営を監視し、政策の立案等を行う権限を有する。

(市議会の責務)

第9条 市議会は、市民からの信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託に応えるため、その機能を十分に果たすよう運営しなければならない。

- 2 市議会は、保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営を行わなければならない。

(市議会議員の責務)

第 10 条 市議会議員は、自治の基本理念に基づき、市の総合的な発展を考慮し、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を遂行しなければならない。

第 4 章 行政

(市長の責務)

第 11 条 市長は、市の代表者として地方自治法に規定されている権限を行使し、市民の信託に応えるため公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

2 市長は、全市民を対象にした協働のまちづくりを行わなければならない。

3 市長は、市政の基本方針、政策を明らかにし、効率的な市政運営に努めなければならない。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力向上に努めなければならない。

第 5 章 市政運営

第 1 節 運営の原則

(総合計画)

第 13 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、基本構想及びその実現のための基本計画等をまとめた総合計画を策定しなければならない。

2 市は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

3 市は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

(財政)

第 14 条 市は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画に基づき、健全で持続可能な財政運営を行うよう努めなければならない。

2 市は、財政状況に係る情報、予算の編成及び執行に係る情報を分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

(情報共有等)

第 15 条 市は、市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開に努めなければならない。

2 市民は、まちづくりに関する情報を積極的に提供し、情報共有によるまちづくりに努めなければならない。

(個人情報保護)

第 16 条 市は、保有する個人情報について必要な措置を講じなければならない。

(行政手続)

第 17 条 市は、市民の権利利益の保護に資するため、行政手続に関し、共通する事項を定めることによって、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。

第 2 節 運営の管理

(説明責任)

第 18 条 市は、政策の実施状況や評価について、市民に説明しなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、速やかにかつ誠実に応えるよう努めなければならない。

(危機管理)

第 19 条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命、財産の安全性の確保及び向上に努めるとともに、危機管理の体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。
(協働)

第 20 条 市及び市民は、相互理解と信頼関係のもとにまちづくりを進めるため、協働するよう努めなければならない。

2 市は、前項に規定する協働を推進するにあたり、市民の自発的な活動を支援するよう努めなければならない。この場合において、市の支援は市民の自主性を損なうものであってはならない。

(男女共同参画)

第 21 条 まちづくりへの参画は男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則としなければならない。

(パブリックコメント)

第 22 条 市は、重要な事案等の策定にあたり、公正の確保と透明性の向上を図るため、事前に案を公表し、市民から提出された意見を考慮して、意思決定をしなければならない。

第 6 章 その他

(国、茨城県及び関係地方公共団体等との連携)

第 23 条 市は、国、茨城県及び関係地方公共団体等と相互に連携を図りながら適切に対処するよう努めなければならない。

(市民の日)

第 24 条 市は、市民が市の歴史を知り自治の意識を高め、まちづくりの主体であることを確認する日として市民の日を設ける。

(委任)

第 25 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 小美玉市総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 27 日
条例第 25 号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に基づき、小美玉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、小美玉市総合計画に関する事項について、調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 関係機関及び市民等

(任期)

第4条 審議会委員の任期は、2 年とし再任を妨げない。

2 補欠によって就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員会)

第6条 審議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の構成員は、審議会委員のうちから会長が委嘱する。

3 専門委員会は、市長から諮問を受けた特定事案について調査審議し、会長を通じ市長に答申する。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

(3) 小美玉市総合計画策定委員会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日

訓令第 94 号

改正 平成 18 年 12 月 25 日訓令第 120 号

令和 3 年 10 月 22 日訓令第 21 号

(設置)

第1条 小美玉市総合計画の策定について必要な事項を調整・協議するため、小美玉市総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 小美玉市総合計画策定についての方針
- (2) 基本構想、基本計画及び実施計画に関する事項
- (3) その他総合計画策定についての重要な事項

(構成)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には教育長、委員には各部局長等をそれぞれ充てるものとし、その他必要に応じ、委員長が認めた者とする。
- 3 委員長は、策定委員会の会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 策定委員は、市長が任命する。

(部会等)

第4条 策定委員会の補助機関として部会及びワーキングチームを置く。

- 2 部会は課長の職にある者、ワーキングチームは課長補佐以下の職にある者をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置くものとし、部会長は委員長が指名するものとする。

(会議の開催)

第5条 策定委員会の会議は委員長が、部会及びワーキングチームにあっては、当該部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

(意見の聴取等)

第6条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係機関、団体、職員及び有識者等を出席させ、事案について説明又は意見を求めることができる。

(委託)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、専門的機関へ策定に必要な調査・検討を委託することができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画調整課において行う。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、平成 18 年 7 月 19 日から施行する。

附 則(平成 18 年訓令第 120 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年訓令第 21 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

4 小美玉市総合計画審議会委員名簿

選出区分	役職名	氏 名	備考
(1)市議会議員		荒川 一秀	令和4年3月～
〃		石井 旭	令和3年12月～
〃		植木 弘子	令和4年3月～
〃		木村 喜一	令和3年12月のみ
〃		村田 春樹	令和3年12月～
〃		長島 幸男	令和3年12月～
(2)識見を有する者	会長	馬渡 剛	令和3年12月～
(3)関係機関及び市民等		北村 一郎	令和3年12月～
〃		小林 義治	令和3年12月～
〃		近藤 貞夫	令和3年12月～
〃		立原 陽子	令和3年12月～
〃	副会長	三輪 挺子	令和3年12月～
〃		石川 栄美子	令和3年12月～
〃		柴田 千青	令和3年12月～
〃		佐賀 弘美	令和3年12月～
〃		伏見 千夏	令和3年12月～
〃		木名瀬 充広	令和3年12月～
〃		中嶋 義雄	令和3年12月～
〃		上田 裕司	令和3年12月～
〃		大曾根 光江	令和3年12月～

5 基本構想の概要

◆まちづくりの将来像

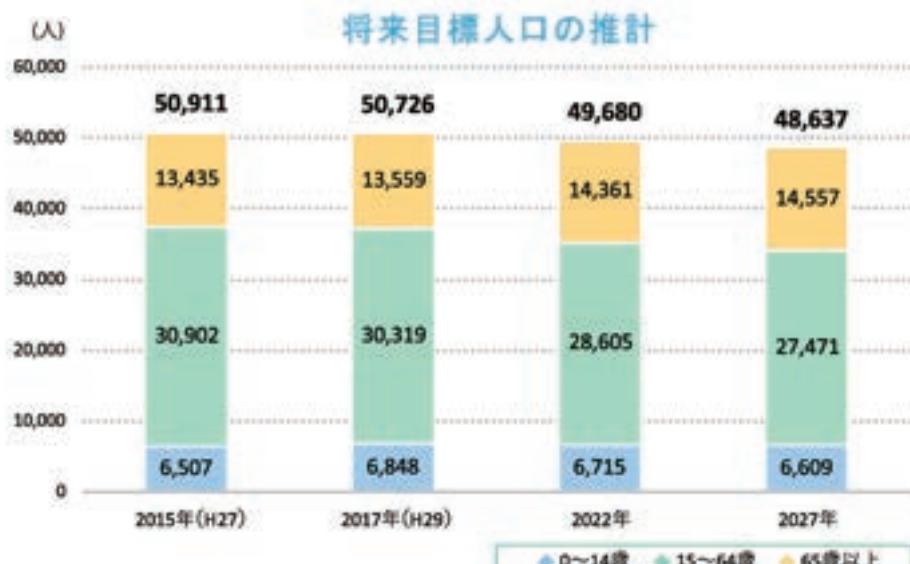
3つの基本理念(基本姿勢)チャレンジ、シビックプライド、発信により、小美玉市のまちの姿はどのように描き出されるのでしょうか。

シビックプライドを醸成することにより、今まで見えなかったダイヤモンドの原石を見つけること、また市民協働や戦略的なまちづくりなどのチャレンジを通して地域が誇るダイヤモンドの原石をみがくこと、そして、人・もの・情報の交流や定住促進の実現を目指し小美玉市の魅力の発信力を強化して、みがいたダイヤモンドに光をあてるこことにより、描き出される姿であると考えます。

「ひと もの 地域」が輝き はばたく
ダイヤモンドシティ
～ 見つける。みがく。光をあてる。～

◆将来指標

少子化・高齢化の影響により人口の減少が続くなか、長期の人口見通しを示す人口ビジョンでは、2027 年度の将来目標人口を 48,600 人と設定しました。定住促進や子育て支援を図り、人口減少に歯止めをかけることにより、将来にわたって持続可能なまちづくりを目指します。



2027年度将来自目標人口
48,600人

◆土地利用構想

小美玉市は、茨城県の中央に位置し、豊かな水と緑の田園都市であるとともに、陸・海・空の広域交通ネットワークに恵まれた都市です。

市民が住み続けたいまち、誰もが住んでみたいと感じられるまちを目指し、本市の優位性を生かした効果的な土地利用を推進することで、未来に向けて持続可能なまちづくりを実現します。



◆エリア・ゾーンの考え方

各地域の均衡あるまちづくりの展開を図るため、本市の骨格的な都市構造のなかで都市機能の集積があり、一体的な日常生活圏を形成する「エリア」、生活・産業・都市基盤などによる機能の集積状況により地域の生活・役割を整理した「ゾーン」を配置します。

エリア

優先的に施策・事業を展開する地区を「エリア」と位置づけ、各エリアのネットワークの形成を図りながら、均衡ある地域進行を図ります。

陸の交流エリア - にぎわいのある交流空間の形成

空の交流エリア - 陸・海・空の交通結節点の充実

水の交流エリア - うるおいのある水辺交流拠点の充実

ゲートウェイエリア - にぎわいのある快適空間の形成

空港アクセス沿道エリア - 沿道サービス機能の誘導

ゾーン

その土地が本来持っている自然的要素に加えて、生活・産業・都市基盤などにより付加された機能の集積がある地域を「ゾーン」として位置づけ、地域の特徴を生かした土地利用の推進を図ります。

市街地ゾーン

-地区に応じた都市機能の充実、土地利用の適正な規制・誘導

工業ゾーン

-工業用地の活性化や空港周辺地区への企業誘致による雇用創出

田園都市ゾーン

-うるおいのある居住地の維持、農地及び農村環境の保全

スポーツ・レクリエーションゾーン

-市民の体力づくりやスポーツ交流拠点の整備・充実

6 個別施策別 SDGs 整理表

基本目標1 みんなの力で磨くまちづくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	SDGs								
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 市民協働・ コミュニティ 活動の推進	1101	市民協働推進の ための環境づくり									
	1102	まちづくり活動に 携わる人材育成									
	1103	まちづくり 活動情報の共有化									
基本施策2 人権の尊重・ 男女共同参画 社会の推進	1201	人権啓発活動の 推進									
	1202	人権教育の推進									
	1203	人権擁護活動の 推進									
	1204	男女共同参画 意識の醸成					●				
	1205	すべての人が活躍 できる環境の整備					●				
基本施策3 開かれた行政・ 多様な交流の 推進	1301	マイナンバーカード の普及・利用促進									●
	1302	DXの推進									●
	1303	広報の充実									
	1304	情報提供の充実									
	1305	国際交流・国際化 の推進									
基本施策4 効率的な 行政財政の運営	1401	行政財政改革の推進									
	1402	行政評価の推進と 事務事業改善									
	1403	ファシリティマネジメントの推進									
	1404	公平で透明な 入札執行									
	1405	定員管理と 人事評価									
	1406	健全な財政運営 の推進									
	1407	広域行政の推進									
基本施策5 戦略的な定住・ 人口対策の推進	1501	移住・定住の促進									
	1502	出会いの場の創出									
	1503	戦略的人口 対策の推進								●	●
基本施策6 情報発信による シティプロモー ションの推進	1601	シティプロモーションの推進									
	1602	小美玉市の存在感を 高める広報の推進									

各ゴールのターゲットに関する施策に●をつけています。

10	11	12	13	14	15	16	17	個別施策コード	個別施策	基本施策
平等	持続可能な都市	消費生産	気候変動	海洋資源	自然保護	平和公正	パートナーシップ			
	●							1101	市民協働推進のための環境づくり	基本施策 1 市民協働・ コミュニティ 活動の推進
								1102	まちづくり活動に携わる人材育成	
								1103	まちづくり活動情報の共有化	
●								1201	人権啓発活動の推進	基本施策 2 人権の尊重・ 男女共同参画 社会の推進
●								1202	人権教育の推進	
●								1203	人権擁護活動の推進	
								1204	男女共同参画意識の醸成	
								1205	すべての人が活躍できる環境の整備	
					●			1301	マイナンバーカードの普及・利用促進	基本施策 3 開かれた行政・ 多様な交流の 推進
					●			1302	DXの推進	
								1303	広域の充実	
								1304	情報提供の充実	
				●	●			1305	国際交流・国際化の推進	
								1401	行財政改革の推進	基本施策 4 効率的な 行財政の運営
								1402	行政評価の推進と事務事業改善	
●								1403	ファシリティマネジメントの推進	
					●			1404	公平で透明な入札執行	
								1405	定員管理と人事評価	
●								1406	健全な財政運営の推進	基本施策 5 戦略的な定住・ 人口対策の推進
							●	1407	直営行政の推進	
●								1501	移住・定住の促進	基本施策 6 情報発信による シティプロモーションの推進
								1502	出会いの場の創出	
●								1503	潜在的な人口 対策の推進	
					●			1601	シティプロモーションの推進	基本施策 6 情報発信による シティプロモーションの推進
								1602	小美玉市の存在感を高める広報の開催	

基本目標2 人を育てる学びの場づくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 子ども・子育て支援の充実	2101	保育サービスの充実	●								
	2102	子育て環境の充実			●						
	2103	多様な子育て支援の充実	●								
	2104	すべての子どもの安心と希望の実現のための取組	●	●							
基本施策2 学校教育の充実	2201	確かな学力の定着				●					
	2202	ICTを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成				●	●				
	2203	グローバル社会に対応できる教育の推進				●					
	2204	インクルーシブ教育の充実				●					
	2205	豊かな心を育む教育の推進		●		●					
	2206	体育・保健教育の推進			●						
	2207	就学前教育と保幼小連携				●					
	2208	より良い教育環境づくり	●			●					
基本施策3 生涯学習の充実	2301	生涯学習活動の推進				●					
	2302	学習機会の充実と学習成果の活用				●					
	2303	各種団体の活動支援と指導者の育成				●					
	2304	学習環境の整備・充実				●					
	2305	知識の構成と価値創造の場の充実(図書館)				●					
	2306	次代を担う青少年の健全育成				●					
基本施策4 文化芸術の創造・発信	2401	文化芸術活動の充実									
	2402	文化財の保護と史・資料館の充実									
	2403	市民が文化芸術に触れる機会の充実				●					
	2404	施設の活性化									
基本施策5 スポーツの推進	2501	子どものスポーツ機会の充実				●					
	2502	生涯スポーツ活動の充実			●	●					
	2503	スポーツ環境の充実									
	2504	スポーツ施設の充実									

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10 平等	11 持続可能な都市	12 消費生産	13 気候変動	14 海洋資源	15 自然保護	16 平和公正	17 パートナーシップ	個別施策コード	個別施策	基本施策
								2101	保育サービスの充実	基本施策1 子ども・子育て支援の充実
								2102	子育て環境の充実	
								2103	多様な子育て支援の充実	
								2104	すべての子どもの安心と希望の実現のための取組	
								2201	確かな学力の定着	基本施策2 学校教育の充実
								2202	ＩＣＴを活用した学習指導の充実と情報活用能力の育成	
								2203	グローバル社会に対応できる教育の推進	
								2204	インクルーシブ教育の充実	
								2205	豊かな心を育む教育の推進	
								2206	体育・保健教育の推進	
								2207	就学前教育と保幼小連携	
					●			2208	より良い教育環境づくり	
								2301	生涯学習活動の推進	基本施策3 生涯学習の充実
								2302	学習機会の充実と学習成果の活用	
							●	2303	各種団体の活動支援と指導者の育成	
●								2304	学習環境の整備・充実	
●								2305	知識の構成と価値創造の場の充実(図書館)	
								2306	次代を担う青少年の健全育成	
							●	2401	文化芸術活動の充実	基本施策4 文化芸術の創造・発信
								2402	文化財の保護と史・資料館の充実	
								2403	市民が文化芸術に触れる機会の充実	
								2404	施設の活性化	
●								2501	子どものスポーツ機会の充実	基本施策5 スポーツの推進
								2502	生涯スポーツ活動の充実	
								2503	スポーツ環境の充実	
	●							2504	スポーツ施設の充実	

基本目標3 誰もがいきいきと暮らせる社会づくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1 健康	2 経済	3 環境	4 教育	5 ジェンダー	6 水・衛生	7 エネルギー	8 経済成長	9 地域基盤
			貧困	就業	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 健康づくりの充実	3101	母親の保健対策の充実			●						
	3102	乳幼児の保健対策			●						
	3103	予防事業の推進			●						
	3104	多様な保健事業の推進			●						
	3105	食育の推進									
	3106	生活習慣病予防事業の充実			●						
	3107	がん対策事業の充実			●						
基本施策2 地域医療の充実	3201	看護医療体制の充実強化			●						
	3202	地域医療の整備及び支援			●						
基本施策3 地域福祉・社会保障の充実	3301	地域包括ケアシステムの充実									
	3302	低所得者世帯への支援	●								
	3303	ひとり親家庭への支援	●								
	3304	国民健康保険事業の安定運営	●		●						
	3305	介護保険制度の適正な運用	●								
	3306	医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の充実	●								
	3307	国民年金制度の周知	●								
基本施策4 高齢者福祉の充実	3401	生きがいづくりの推進							●		
	3402	高齢者福祉サービスの充実			●						
	3403	介護予防・地域包括ケアの推進			●						
	3404	高齢者および介護者への支援体制の充実									
基本施策5 障がい者福祉の充実	3501	差別の解消と権利擁護の推進									
	3502	自立と社会参加の促進				●			●		
	3503	地域における生活支援の充実									
	3504	相談支援体制の充実と強化									
	3505	各種手当・助成制度の周知と充実									

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10	11	12	13	14	15	16	17	個別施策コード	個別施策	基本施策
平等	持続可能な都市	消費生産	気候変動	海洋資源	自然保護	平和公正	パートナーシップ			
								3101	母親の保健対策の充実	基本施策1 健康づくりの推進
							●	3102	乳幼児の保健対策	
								3103	予防事業の推進	
								3104	多様な保健事業の推進	
								3105	食育の推進	
								3106	生活習慣病予防事業の充実	
								3107	がん対策事業の充実	
								3201	救急医療体制の充実強化	基本施策2 地域医療の充実
								3202	地域医療の存続及び支援	
●								3301	地域包括ケアシステムの充実	基本施策3 地域福祉・社会保障の充実
	●							3302	低所得者世帯への支援	
								3303	ひとり親家庭への支援	
●								3304	国民健康保険事業の安定運営	
●								3305	介護保険制度の適正な運用	
●								3306	医療福祉費支給制度・後期高齢者医療制度の推進	
●								3307	国民年金制度の周知	
	●							3401	生きがいづくりの推進	基本施策4 高齢者福祉の充実
								3402	高齢者福祉サービスの充実	
								3403	介護予防・地域包括ケアの推進	
					●			3404	高齢者および介護者への支援体制の充実	
●								3501	差別の解消と権利擁護の推進	基本施策5 障がい者福祉の充実
●							●	3502	自立と社会参加の促進	
●								3503	地域における生活支援の充実	
●								3504	相談支援体制の充実と強化	
●								3505	各種手当・助成制度の周知と充実	

基本目標4 仕事と暮らしを創造する環境づくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	軽職	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 計画的土地利用の推進	4101	適正な土地利用の推進									
	4102	地域特性を生かした土地利用の推進									
	4103	土地情報の管理・充実									
基本施策2 道路体系・公共交通の充実	4201	国道・県道の整備促進									
	4202	市内道路ネットワークの充実									
	4203	身近な道路環境の充実				●					
	4204	公共交通の充実									
基本施策3 公園・緑地・水辺の整備	4301	計画的な公園・緑地の整備と自然環境の保全									
	4302	高点となる公園の整備・活用									
	4303	公園の適切な管理									
基本施策4 住環境・景観形成	4401	良好な住環境の形成	●								
	4402	市営雪場・駅舎の適正な管理運営									
	4403	地域特性を生かした景観の創造									
	4404	空き家対策の推進									
基本施策5 茨城空港の利活用	4501	空港の利用促進・有効活用							●		
基本施策6 農業の振興	4601	扱い手の確保と育成		●							●
	4602	畜産・農産物などの生産基盤の整備									●
	4603	安全・安心な畜産水産物の振興									●
	4604	農村環境の保全									
基本施策7 商業・工業の振興・企業誘致の推進	4701	商業機能の整備と商業活動の活性化							●		
	4702	市内企業への支援と交流の推進							●		
	4703	企業誘致の推進									
基本施策8 観光の振興	4801	観光地域づくりの推進							●		
	4802	観光資源の活用							●		
	4803	観光情報発信の充実							●		

各ゴールのターゲットに関する施策に●をつけています。

	10 経済成長 持続可能な都市	11 民主化 政治的開かれた社会	12 経済成長 資源循環型社会	13 経済成長 気候変動	14 経済成長 海洋資源	15 経済成長 自然保護	16 経済成長 平和公正	17 経済成長 パートナーシップ	個別施策 コード	個別施策	基本施策
平等	消費生産	気候変動	海洋資源	自然保護	平和公正	パートナーシップ					
	●								4101	適正な土地利用 の推進	基本施策1 計画的土地利用 の推進
									4102	地域特性を生かした 土地利用の推進	
									4103	土地情報の管理 ・充実	
									4201	国道・県道の 整備促進	基本施策2 道路体系・公共 交通の充実
									4202	市内道路ネット ワークの充実	
									4203	身近な道路環境 の充実	
	●								4204	公共交通の充実	
	●			●					4301	計画的公園・緑地 の整備と自然環境の 保全	基本施策3 公園・緑地・ 水辺の整備
						●			4302	高点となる公園 の整備・活用	
									4303	公園の適切な管理	
	●								4401	良好な住環境の形成	基本施策4 住環境・ 景観形成
									4402	市営公園・緑地 の適正な管理運営	
									4403	地域特性を生かした 景観の創造	
	●								4404	空き家対策の推進	
	●								4501	空港の利用促進・ 有効活用	基本施策5 茨城空港の利活用
									4601	扱い手の確保 と育成	
									4602	農畜産物などの 生産基盤の整備	
									4603	安全・安心な 農畜水産物の振興	基本施策6 農業の振興
								●	4604	農村環境の保全	
								●	4701	商業環境の整備と 商業活動の活性化	
								●	4702	市内企業への支援 と交流の推進	
									4703	企業誘致の推進	基本施策7 商業・工業の 振興・企業誘致 の推進
									4801	観光地域づくり の推進	
									4802	観光資源の活用	
									4803	観光情報発信 の充実	

基本目標5 安全・安心な生活を支える体制づくり

基本施策	個別施策コード	個別施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			貧困	飢餓	健康福祉	教育	ジェンダー	水・衛生	エネルギー	経済成長	産業基盤
基本施策1 自然・地球環境の保全	5101	地球温暖化対策							●		
	5102	水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策						●			
	5103	環境保全活動の推進					●				
	5104	公害対策						●			
	5105	動物保護の推進									
基本施策2 循環型社会の形成	5201	ごみの減量化の推進									
	5202	リサイクルの推進									
	5203	不法投棄の防止対策									
基本施策3 基地対策の充実	5301	百里基地周辺地域振興・環境整備									
	5302	障害防止対策の充実									
基本施策4 上・下水道の整備	5401	安全・安心なおいしい水の安定供給						●			
	5402	水道事業の健全経営						●			
	5403	下水道などの整備						●			
	5404	下水道事業の維持管理						●			
基本施策5 防災対策の充実	5501	防災体制の強化									
	5502	自主防災の強化									
	5503	総合的な危機管理体制の充実									
基本施策6 消防・救急体制の充実	5601	消防力の強化									
	5602	火災予防対策の推進									
	5603	救急救助体制の強化									
	5604	市民の応急手当の普及・啓発									
基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実	5701	交通安全運動の推進				●					
	5702	交通安全施設の充実				●					
	5703	地捕防犯体制の確立									
	5704	消費生活の安全の確保									

各ゴールのターゲットに関連する施策に●をつけています。

10 平等	11 持続可能な都市	12 消費生産	13 気候変動	14 海洋資源	15 自然保護	16 平和公正	17 パートナーシップ	個別施策コード	個別施策	基本施策
			●					5101	地球温暖化対策	基本施策1 自然・地球環境の保全
								5102	水質汚染防止・霞ヶ浦浄化対策	
			●					5103	環境保全活動の推進	
●								5104	公害対策	
								5105	動物愛護の推進	
		●						5201	ごみの減量化の推進	基本施策2 循環型社会の形成
		●						5202	リサイクルの推進	
								5203	不法投棄の防止対策	
●								5301	百里基地周辺地域振興・環境整備	基本施策3 基地対策の充実
●			●					5302	津吉防災対策の充実	
			●					5401	安全・安心なおいしい水の安定供給	基本施策4 上・下水道の整備
								5402	水道事業の健全経営	
								5403	下水道などの整備	
			●					5404	下水道事業の維持管理	
●		●						5501	防災体制の強化	基本施策5 防災対策の充実
		●					●	5502	自主防災の強化	
		●						5503	総合的な危機管理体制の充実	
					●			5601	消防力の強化	基本施策6 消防・救急体制の充実
								5602	火災予防対策の推進	
					●			5603	救急救助体制の強化	
						●		5604	市民の応急手当の普及・啓発	
								5701	交通安全運動の推進	基本施策7 交通安全・生活安全対策の充実
								5702	交通安全施設の充実	
					●			5703	地域防災体制の確立	
								5704	消費生活の安全の確保	

小美玉市第2次総合計画 後期基本計画 2023－2027
「ひと もの 地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ

令和5年3月
茨城県 小美玉市 企画財政部 企画調整課
〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉 835
TEL 0299-48-1111 FAX 0299-48-1199
URL <https://www.cityomitama.lg.jp>



